

外国籍元BC級戦犯者と遺族に対する立法措置を求める請願

請願趣旨

韓国・朝鮮人、台湾人元BC級戦犯者は、アジア太平洋戦争下で日本軍に動員され、戦後に連合国による軍事裁判で「BC級戦犯」として有罪判決を受けました。「日本人」として軍に動員され、「日本人」として裁かれ、サンフランシスコ講和条約発効後もなお「日本人戦犯」としての刑が続きました。一部は絞死刑・銃殺刑に処せられ、日本の戦争犯罪のために命を捧げました。幸いにして生還した者も、巣鴨プリズンから釈放されると同時に今度は「外国人」として扱われ、補償・援護の対象外とされてきました。

韓国・朝鮮人、台湾人元BC級戦犯者は、それぞれ互助組織を結成し、約半世紀以上にわたって、日本政府に対し名誉回復と補償措置を求めて働きかけを続けてきました。裁判にも訴え、東京地裁・高裁・最高裁から立法措置を促す付言判決が出されています。

日本・韓国・台湾に暮らしてきた当事者のほとんどがすでにこの世を去りましたが、日本国として、問題を未解決のまま放置すべきではありません。差別と不条理をただし、早急に当事者・遺族の名誉回復を図ることが改めて望まれます。

衆参両議院に対して、半世紀以上もの長い間、解決を訴えてきた元戦犯者とその遺族の声に耳を傾け、戦後80年を迎える前に、立法措置が講じられるよう求めます。

請願項目

外国籍元BC級戦犯者とその遺族に対する立法措置を求めます。

名前	住所（省略せず番地まで正確に記入ください。国籍は問いません。鉛筆・コピー不可）

（集約先）韓国・朝鮮人元BC級戦犯者「同進会」を応援する会

〒162-0823 新宿区神楽河岸 1-1 10 階 東京ボランティア市民活動センター・メールボックス No.120

（第3次締切=2024年3月31日、第4次締切2024年5月31日）

(2024.1.)